愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第1675号

印 刷 岡田印刷株式会社

平成17年7月12日火曜日 第1675号

\Diamond	目	次	\Diamond
	告	示	

自衛官の募集74	47
自衛官の採用試験74	47
字の廃止(東温市)74	47
土地改良区の定款変更の認可(2件)74	48
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧74	48
公有水面埋立工事のしゅん功認可74	48
道路の区域変更(県道弓削島循環線)74	48
道路の供用開始 (")	49
道路の位置の指定(2件)74	49
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告74	49
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告74	49
選挙管理委員会告示	

不在者投票のできる施設の指定.......750

告 示

○愛媛県告示第1402号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の募集期間を次のとおり告示する。

平成17年7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 男子(平成17年度第4次分) 平成17年8月1日(月)から 9月8日(木)まで
- 2 女子(平成17年度第4次分)平成17年8月1日(月)から9月8日(木)まで

○愛媛県告示第1403号

0

 \bigcirc

自衛隊法施行令(昭和29年政令第 179 号) 第 117 条第 1 項及び第 118 条の規定に基づき、2 等陸士として採用する陸上自衛官、2 等海士として採用する海上自衛官及び2 等空士として採用する航空自衛官の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成17年7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試験場の名称	担 当 区 域		
(男子) 平成17年9月18日(日)	新居浜市繁本町8番65号	新居浜市民文化センター	新居浜市、西条市、四国中央市		
	今治市別宮町一丁目4番1号	今治市民会館	今治市及び越智郡		
	松山市文京町 4 番地 2	松山大学	松山市、伊予市、東温市、上浮穴 郡及び伊予郡		
	大洲市大洲891番地 1	大洲市民会館	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多 郡及び西宇和郡		
	宇和島市曙町1番地	宇和島市役所	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡		
(女子) 平成17年9月25日(日) 9月26日(月) どちらか1日	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域		

○愛媛県告示第1404号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 260 条第 1 項の規定 により、東温市長から次の区域内の小字を全部廃止する旨の 届出があった。 平成17年7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大字名	小字名	地	番	摘	要	
上林	字山之下	甲1757の 2、甲1764の 及び甲1764の 4	1、甲1764の2			
	字山ノ下	甲1758の1、甲1759の から甲1759の6まで、 甲1761の3まで、甲17 64の5	甲1761の1から			
	字山ノ下 甲1762の 2 及び甲1765 裾					
	字三ヶ市 甲1766の 1 、甲1766の 2 、甲1766の 4 及び甲1767の 1					

○愛媛県告示第1405号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定 により、西条市明理川土地改良区の定款の変更を認可した。 平成17年7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1406号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、松山市南吉田町土地改良区の定款の変更を認可した

平成17年7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1407号

新居浜市から協議のあった市営土地改良事業(ため池等整備事業・新田地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 市営土地改良事業(ため池等整備事業・新田地区)計画 書の写し
- 2 縦覧期間

平成17年7月13日から8月10日まで

3 縦覧場所 新居浜市役所

○愛媛県告示第1408号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する 工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市において 告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することが できる。

平成17年7月12日

弓削港港湾管理者 愛媛県 代表者 愛媛県知事 加戸 守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2 代表者 知事 加戸守行 松山市御宝町 119 番地 1

- 2 埋立区域
 - (1) 位置

越智郡上島町弓削下弓削 119 番から同 121 番 1 を経て同 121 番 6 に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の1点から8点までを順次直線で結んだ線、8点と9点を結ぶ平成14年秋分の満潮位(T.P.+1.71メートル)における公有水面と岳ノ下防波堤との境界線並びに9点と1点を結ぶ平成14年秋分の満潮位(T.P.+1.71メートル)における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(越智郡上島町弓削下弓削 119 番地先の岳ノ下防 波堤先端に設置された金属鋲)は、北緯34度15分30秒、 東経 133 度12分05秒の地点

1点は、基点から真北66度27分44秒185 51メートルの 地点

2 点は、1 点から真北 205 度27分31秒6 .65メートルの地点

3 点は、2 点から真北 295 度38分50秒 70 .49 メートル の地点

4点は、3点から真北206度47分50秒121メートルの 地点

5 点は、4 点から真北 295 度38分22秒4 .18メートルの地点

6 点は、5 点から真北24度24分46秒1 21メートルの地 点

7点は、6点から真北 295 度36分15秒 27 .71 メートル の地点

8点は、7点から真北287度31分45秒392メートルの 地点

9点は、8点から真北31度12分46秒 10 88 メートルの地点

(3) 面積

1 506 .19平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号 平成15年12月22日 愛媛県指令15港第 198 号
- 4 しゅん功認可年月日 平成17年7月12日

○愛媛県告示第1409号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新 別	敷幅	地	の員	延長	備	考
眉 诺	T.	訓白紙取	四4白	越智郡上島町弓削下弓削121番 2 か	越智郡上島町弓削下弓削121番 2 から					キロメートル 0.062		
』県 道 	⊃F	弓削島循環線		同町弓削下弓削1030番 3 まで	新	11 () ~ 3!	۵ 5	0 305			

○愛媛県告示第1410号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	弓衫	削島循珥	睘線	越智郡上島同町弓削下)\S				平成17年 7 月12日

○愛媛県告示第1411号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号 の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

四国中央市中曽根町字井垣 368 番、402 番 1、368 番地 先水路、367 番 2 地先農道及び402 番 1 地先農道

2 申請人の住所氏名 大阪府大阪市北区大淀中1丁目1番88号 積水ハウス株式会社 代表取締役 和田 勇

3 図面省略

○愛媛県告示第1412号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

南宇和郡愛南町御荘平城3762番1及び3762番1地先水路

- 2 申請人の住所氏名宇和島市本町追手2丁目3番30号セキモトハウス株式会社 代表取締役 菊地 良幸
- 3 図面省略

公	告	

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年 6 月30日	特定非営利活動法人 えひめグローバルネットワー ク	竹内 よし子	愛媛県松山市祝谷四丁目 1 番13 号	この法人は、国内外を問わず、地球規模の 視点で捉えなが、社会全般に関する様々な問題の解決・改善を図るため、地球動・ 題の解決・改善を図るため、地球動・ 市民参加型解教育・開発教育の啓光・シートの とよびセクターを越えのいた。 おではカートの おとよびセクターをがした。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称		代	表者	の氏	名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年 6 月30日	NPO法人	守ってあげ隊	片	Щ	智	雄	新居浜市山田町 7番33号	この法人は、新居浜市全域において多発する地域犯罪に対して、見せる防犯活動をし、各防犯組織と連携し青少年保護を中心に、地域の治安維持等に関する事業を行い、地域ぐるみの青少年の健全育成を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第42号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号(他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。)の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成17年7月12日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所	在	地
特別養護老人ホーム	宇和島地区広域 事務組合 特別 養護老人ホーム 湯乃香荘	北宇和郡	津島町大字	≅山財5861